

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	令和7年10月29日(月)午前9時30分
閉会年月日時刻	令和7年10月29日(月)午前10時55分
開会の場所	邑楽町役場2階204会議室
議案事項	<p>議案第19号 邑楽町小中学校就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について</p> <p>議案第20号 邑楽町高等学校就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について</p> <p>議案第21号 邑楽町入学準備金・奨学金貸付条例規制の一部を改正する規則について</p> <p>議案第22号 邑楽町いじめ問題対策委員会委員の委嘱について</p>
その他	<p>(1) 令和7年度邑楽町文化功労賞表彰者について</p> <p>(2) 令和7年度「まちづくり夢フォーラム」開催について</p> <p>(3) 令和7年11月行事予定について</p> <p>(4) 次回教育委員会について</p> <p>(5) 長期欠席者等の状況について</p> <p>(6) 次回教育委員会について</p> <p>(7) その他</p>
出席者	<p>教育長 小林 淳一</p> <p>委員 岡田 真幸</p> <p>委員 谷津 洋子</p> <p>委員 中村 郷志</p> <p>委員 橋本 明香</p>
説明員	<p>学校教育課長 川島 隆史</p> <p>生涯学習課長 藤田 和良</p> <p>教育委員会書記 森本 賢太郎</p> <p>教育委員会書記 小宮 雅貴</p>

議事録	
議長(小林)	<p>ただ今より、10月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>まずははじめに、前回の議事録について、岡田委員、谷津委員にご署名お願いしたいと思います。</p> <p>次に、今回の議事録署名人を決定いたします。中村委員、橋本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、教育長事務報告をいたします。</p> <p>9月30日(火)は、邑楽中学校の後期指導主事訪問日でした。2年生の理科の授業と3年生の学級会の授業を参観しました。10月1日(水)は、長柄幼稚園の後期指導主事訪問日でした。園児たちは自分たちで考えた「おばけハウス」で、友達と楽しそうに遊んでいました。5日(日)は第3回おうらスポートフェスティバルでした。6日(月)は課長会議でした。7日(火)の午前中は管内小・中学校長会議でした。私からの挨拶では危機管理や給特法の改正について話をしました。10日(金)は第2回人権教育推進協議会でした。人権擁護啓発優秀作品の審査を行ったり、優秀作品の発表方法、巡回展の日程等について確認したりしました。11日(土)と12日(日)は、長柄公民館まつりでした。12日(日)は朝、町民体育館で開催されたドッヂビー大会の開会式で挨拶をし、その後、邑の森ホールに移動して展示や舞台発表を観ました。14日(火)は、文化功労賞の選考委員会がありました。16日(木)は午後、中野東小に行って理科の授業を参観しました。今年度、総合教育センターの特別研修員である岡田めぐみ教諭の授業でした。17日(金)の朝、前日雨で延期になった第14回教育長杯グラウンドゴルフ大会が鶴農村広場にて開催されました。開会式で挨拶をしました。その後、後期指導主事訪問が行われているおうらこども園に赴き、保育を参観しました。19日(日)の朝は町民体育館に赴き、第46回町長杯争奪近県卓球大会の開会式に参加しました。午後は邑の森ホールに行き、岡部蒼風顕彰事業の一環として行われた特別講演会と書道パフォーマンスを視聴しました。20日(月)の朝は課長会議がありました。その後、午前中は高島小、中野東小の校長との人事ヒアリングを行いました。午後は議会の全員協議会でした。21日(火)は朝、中野小校長との人事ヒアリングを行いました。その後、来庁した群馬県人権・同和教育研究協議会の方々との話し合いに参加しました。午後は庁内で開催された役場の管理職対象のコンプライアンス研修に参加しました。22日(水)は邑楽中、長柄小、邑楽南中の校長との人事ヒアリングを行いました。23日(木)は邑</p>

	<p>楽南中の後期指導主事訪問でした。2年生の数学の授業を参観しました。25日(土)は邑の森ホールにて開催された邑楽町人権啓発活動講演会に参加しました。講師は瀬古利彦氏で演題は「心で走る」でした。26日(日)は根岸弥生さんのピアノリサイタルでした。28日(火)の午後は庁内で第3回邑楽郡教育長会議がありました。夜は第2回社会教育委員会議がありました。そして、29日(水)今日の教育委員会会議となっております。以上です。</p> <p>ご質問ありますか。</p>
岡田委員	スポーツフェスティバルは何人くらい参加しましたか。
生涯学習課長(藤田)	正式にはまだ分かりませんが、昨年が3000人程で、それより遥かに多いと思います。
谷津委員	テントの中は午後は混んでいるような感じではなかったですが、参加者は散らばっていましたか。
生涯学習課長(藤田)	体育館や武道館の中、テニスコートの方やキッチンカーなど様々な場所に散らばり賑わいがありました。1ヶ所に集中することなく、色々なものを体験しながら、1日を過ごしてもらえる内容になっており、今回は3回目にして初めて天候もよく、全て順調に行うことが出来ました。
議長(小林)	<p>他にありますか。</p> <p>ないようですので、議事に入ります。</p> <p>まずお諮りします。議案第22号邑楽町いじめ問題対策委員会委員の委嘱については人事案件のため、6その他の(5)長期欠席者等の状況については個人情報案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により非公開といたしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。</p> <p>[異議なし]</p> <p>異議なしと認めます。それでは、これらにつきましては非公開とし、公開案件審議終了後に協議します。</p> <p>それでは議案第19号邑楽町小中学校就学援助費支給要綱の一部を改正す</p>

	る要綱について、川島学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課長(川島)	<p>会議要項の2ページになります。</p> <p>議案第19号 邑楽町小中学校就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、このことについて別紙のとおり決定願いたく提出致します。</p> <p>令和7年10月29日提出、邑楽町教育委員会教育長小林淳一。資料の8・9ページをお願いします。8ページの新旧対照表ですが、まずこの要綱は、小中学校の就学が困難なご家庭に学用品や給食費等を助成する制度ですが、生活保護に準ずる世帯(世帯収入が生活保護基準の1.5以下)かつ非課税世帯が対象となっております。実際は、生活保護に準ずる世帯がほとんどそのため、認定基準の「かつ」を改め「又は」に改正しました。また、9ページの新旧対照表ですが、以前から民生委員児童委員の意見欄の省略について民生委員児童委員から要望がありました。令和7年4月23日に厚生労働省社会・援護局地域福祉課から民生委員・児童委員による地方公共団体が独自に定める規定等に基づく証明事務の負担軽減に向けた事務の見直しについて要請がありました。民生委員による証明事務が減少することで、民生委員及び住民の間の心理的な面も含めた負担軽減と、民生委員の扱い手の確保のために民生委員の意見の記載欄を削除したいという改正内容になります。施行日は令和8年4月1日になります。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長(小林)	説明が終わりましたが、ご質問ありますでしょうか。
岡田委員	民生委員さんはどんなことを書いていましたか。推薦や世帯状況を書いていたのですか。
学校教育課長(川島)	申請書の下の欄に「以上の内容に間違いない」など、その人の事情について、間違いないことの証明などを書いています。
岡田委員	その家がどうのこうのとか書くわけではないよね。
学校教育課長(川島)	そこも調査・確認して、間違いないと照明することが意見欄の目的にはあるんですけども、民生委員さんには他の事務でも証明を書いてもらうことが多く、民生委員さんからも負担が大きいなどの訴えや、特にコロナ禍は直接お会いするのもどうかなというのもあり、それがこれまでの問題となっていたところもあります。

岡田委員	民生委員の負担を軽減することがまず重要ですよね。
学校教育課長(川島)	そうですね。民生委員さんの負担も今後のなり手の人たちのこともあると思います。
岡田委員	保育園に通うのも民生委員の協力が必要になりますよね。
学校教育課長(川島)	児童館を利用するのにとか、保育園だとか、母子家庭の手当だとか、色々民生委員さんの証明が必要になるものがあります。
岡田委員	1つでも負担を減らせればね。
学校教育課長(川島)	なるべく、その辺の負担を軽減出来ればというところが今回の改正内容になっています。
岡田委員	今まで民生委員のところに行って、却下されたということはありますか。意見書だからダメですよということはないですね。
学校教育課長(川島)	具体的にそのような事例は分からないです。
議長(小林)	外国人子女の家庭もあり、コミュニケーションが取れなくて、家の事情に深く関わるというのも難しいという実態があります。
学校教育課長(川島)	証明をするにも、会話が成り立たないというのもあるかと思います。
岡田委員	それを行政側で調査するなりして、必要ならばということでしょうか。
学校教育課長(川島)	来年度から、整理できればということです。
議長(小林)	よろしいですか。それでは、議案第19号 邑楽町小中学校就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱については、原案どおり決定いたします。次に、議案第20号 邑楽町高等学校就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、川島学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課	資料は10ページになります。議案第20号 邑楽町高等学校就学援助費支

長(川島)	<p>給要綱の一部を改正する要綱について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく提出いたします。令和7年10月29日提出、邑楽町教育委員会教育長小林淳一。13ページの新旧対照表をお願いします。この要綱ですが、高等学校の就学が困難なご家庭に通学費や弁当代等として月額20,000円を給付する制度です。改正内容は、先ほどどの小中学校就学援助費と同じ内容になっております。生活保護に準ずる世帯(世帯収入が生活保護基準の1.5以下)かつ非課税世帯が対象となっておりますが、生活保護に準ずる世帯がほとんどのため、認定基準の「かつ」を改め「又は」に改正しました。また、先ほどと同様に、民生委員児童委員の意見欄の省略についても、民生委員児童委員からの要望と証明事務の負担軽減に向けた事務の見直しをするにあたり、民生委員の意見の記載欄を削除したいという改正内容になります。施行日は令和8年4月1日になります。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長(小林)	<p>説明が終わりましたが、ご質問ありますでしょうか。 特にないようですので、この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。</p>
学校教育課長(川島)	<p>[承認]</p> <p>ありがとうございます。それでは、議案第20号 邑楽町高等学校就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱については、原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第21号 邑楽町入学準備金・奨学金貸付条例規則の一部を改正する規則について、川島学校教育課長より説明をお願いします。</p> <p>資料は15ページをお願いします。議案第21号 邑楽町入学準備金・奨学金貸付条例規則の一部を改正する規則について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく提出いたします。令和7年10月29日提出、邑楽町教育委員会教育長小林淳一。19ページの新旧対照表をお願いします。この規則ですが、高等学校や大学等の就学が困難なご家庭に入学準備金の貸付を行う制度と大学等の就学が困難なご家庭に奨学金の貸付を行う制度です。改正内容は、小中学校就学援助費と同じ内容になっております。先ほどと同様に、生活保護に準ずる世帯(世帯収入が生活保護基準の1.5以下)かつ非課税世帯が対象となっておりますが、生活保護に準ずる世帯がほとんどのため、認定基準の「かつ」を改め「又は」に改正しました。ま</p>

	た、20ページの新旧対照表ですが、こちらも同様に、民生委員児童委員の意見欄の省略についても、民生委員児童委員からの要望と証明事務の負担軽減に向けた事務の見直しをするにあたり、民生委員の意見の記載欄を削除したいという改正内容になります。施行日は令和8年4月1日になります。以上、よろしくお願ひいたします。
議長(小林)	説明が終わりましたが、ご質問ありますでしょうか。
岡田委員	100分の150に相当する額とは、生活保護基準額の1.5倍までということですか。
学校教育課長(川島)	そうです。生活保護基準額の1.5倍までです。
岡田委員	まで貸せると。利子や期間はどうなりますか。
学校教育課長(川島)	利子は特に邑楽町ではありません。
岡田委員	返済期間はどうなりますか。
教育委員会書記(森本)	入学準備金は20回の割符で年4回返還になります。大体5年くらいかけてという形ですね。返済開始は6ヶ月経過した時からになります。
岡田委員	入学準備金は自分の子どもが入って、6ヶ月経ったら親は返し始めるということですね。
中村委員	奨学金の方はどうなりますか。
教育委員会書記(森本)	奨学金は40回の割符になっているので、年4回返還で同じように6ヶ月経過後から開始します。あと、先ほどの100分の150の話は、生活保護基準額が決まっていて、今回対象にする方の条件を定めるときに生活保護の基準を適用します。生活保護の基準で行けば、この方が該当になるというのがあってその方に貸すんですけれど、貸付の条件として、生活保護基準額の1.5倍位の猶予を持って、生活保護の基準よりも少し緩やかに条件を緩和して貸付ができるような規定になっています。
学校教育課	困窮者や生活保護に準ずる準要保護の世帯ということです。

長(川島) 岡田委員	生活保護基準額というのは年額ですか。月額ですか。
教育委員会 書記(森本)	生活保護基準額はその方の生活状況によって、単価が決まっていて、例えば家族が何人いて、子どもが何人で、子ども掛けるいくらとか、暖房費だとか燃料費といった色々なものを積み上げていった結果、生活保護基準額が算定されます。その金額が条件を満たすかどうかで判定がされます。この規則は条件が生活保護基準額の100分の150ということなので、それよりもう少し多くの方を救えると言うような形です。
岡田委員	年額なのか、月額なのか、月額の1.5倍って大したことないんですけどね。
教育委員会 書記(森本)	年収です。前年の年収額が6月に税の関係で確定するので、それをもって生活保護基準額と比べてどうなのかを見て判定します。
中村委員	その基準額がさっき言ったように、家族構成だったり世帯状況で年収が出て、
教育委員会 書記(森本)	それと実際の去年の年収と比べて、該当になるかどうか決めます。
学校教育課 長(川島)	世帯の年間の収入ということですね。
岡田委員	基準額だから、その基準が支給されるわけではなく、基準額は支給額ではないですよね。大体生活保護は月10万とか10数万ですよね。
学校教育課 長(川島)	10万ちょっとだと思いますね。
岡田委員	邑楽町で生活保護受給者は何人いますか。
学校教育課 長(川島)	福祉介護課がわかります。
教育委員会 書記(森本)	資料を持ってきててくれるそうです。
議長(小林)	それでは、この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

	<p>〔承認〕</p> <p>ありがとうございます。それでは、議案第21号 邑楽町入学準備金・奨学金貸付条例規則の一部を改正する規則については、これから資料が届くとのことですが、原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、6のその他(1)令和7年度邑楽町文化功労賞表彰者について、藤田生涯学習課長より説明をお願いします。</p>
生涯学習課長(藤田)	<p>お世話になります。資料は23ページになります。令和7年度邑楽町文化功労賞表彰者についてでございます。町では毎年町の文化の振興に寄与し、その功績が顕著であると認められる団体及び個人を表彰しております。本年度は邑楽きりえグループ代表の木村光夫さんが推薦されました。10月14日(火)に選考委員会を開催し、審査の結果、同氏を邑楽町文化功労賞の被表彰者と決定致しました。11月8日(土)の町民文化祭の開会行事におきまして、表彰状と記念品が授与されます。以上報告でございます。</p>
議長(小林)	<p>説明が終わりましたが、ご質問ありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、この件に関しましては、このとおりご承知いただければと思います。</p> <p>次に(2)令和7年度「まちづくり夢フォーラム」開催について、川島学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長(川島)	<p>お手元の会議要項の24・25ページをお願いします。今年度の開催を予定している中学生による総合的な学習の成果発表の場になります。これまで、町で行っていた「こども議会」に替わるものと言うわけではありませんが、自分の住む地域やまちをもっと楽しく暮らしやすくするために、どうしたらよいか、どんなことができるか探究した結果を、「町や地域への提言」という形式で発表し合うことにより、「町づくり」「地域づくり」に向けた子どもたちの参画意識や主体性、郷土愛を培うものとなっております。総合的な学習の時間に探求して得た「よりよい町づくり・地域づくり」に向けた自らの提言を発表したり、参加者間での質疑応答を行うことを予定しております。会場は中央公民館邑の森ホールで、参加者は邑楽中、南中2年生と該当教職員、関係する町役場職員、保護者、地域の方々、町議員でございます。期日は来年の令和8年2月27日(金)でございます。内容は大きく第1部と第2部に分かれており、第1部では各校の代表が町や地域への提言をステージで発表し、発表後関係する課長から意見をいた</p>

	<p>だきます。第2部は生徒が学習班ごとにミニ発表会を行います。この班の中に町職員や地域の方も入り、発表テーマをもとに町民のために中学生ができるここと、大人ができることを共に話し合い意見交換を行います。その後生徒数名に意見交換の内容を発表してもらいます。班協議として決められたテーマについて再度話し合いを行い、大人数人に感想をいただき、最後に町長より総評をいただき閉会となります。教育委員の皆さまもご都合が付くようでしたら、参加していただけると有り難いです。おおむね午後1時30分集合、午後4時閉会を予定しています。まだ各学校からのテーマは上がってきていないため、改めて詳細が決まりましたら、また教育委員会会議において出欠確認も含めて、お伝えさせていただきますが、とりあえずの開催の日程と大まかな内容についての報告をさせていただきましたので、ご承知おきいただければと思います。「まちづくり夢フォーラム」については以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長(小林)	説明が終わりましたが、ご質問ありますでしょうか。
岡田委員	夢フォーラムという名前では初めてですか。
学校教育課長(川島)	夢フォーラムという形では初めてになります。
中村委員	似たものでは子ども議会でしたっけ。議員さんが参加して。
生涯学習課長(藤田)	議員さんではなく、町執行部と各課長が出席をして、生徒が議員さんになったつもりで、町への色々な提言・意見を言います。
岡田委員	私は、テーマがまちづくりの提言というのは分かりますが、漠然とした感じがします。例えば、高島地区にはスーパーがなくて買い物が不便だとか、ホテルや泊まるところがないとか言われても、それは民間のことだから。この前の5ヶ年計画の会議が最後に明後日あるんですけど、それでもパブリックメントをもらって、民間でやるべきことが一般の人たちは分からぬから、そういうのも出てきてしまいます。なので中学生には、民間でやることなのか、行政でやることなのかの区別は分からぬのではないかと思います。そのため漠然としている気がしないでないであります。

谷津委員	大きい企業を入れてもらいたいとかいうのは、こっちではどうにもならないですんもんね。
岡田委員	電車の本数をもっと増やしてほしいとか言われてもどうしようもない。
議長(小林)	総合的な学習の時間に子どもが探求しているのは、実現不可能な遊園地を邑楽町に作ってほしいとか、大きいデパートを作ってほしいとかそういうことではなくて、町をより良くするために、自分たちができる事はどんなことかという課題です。要望するだけであれば子ども議会と同じになります。子どもたちが学校で総合的な学習の時間でやっているのは、自分の町は福祉の面や安全の面でどういう課題があるか、こういった所が課題だから、こういうことをやつたら良いのではないか、自分たちはどういうことができるかといったことであり、その発表です。
岡田委員	授業でやっている総合的な学習の内容やみんなの意見をまとめて、この場で発表する形なんですね。
議長(小林)	そうですね。ですが代表だけではなく、全員に発表する場面があります。第1部では代表者が発表しますが、第2部はそれ以外の2年生全員がおののおの発表するのを地域の方に聞いてもらい、意見をもらう形なので、もし、それで突拍子のないものが出できたら、それは実現できないのではないかと言つていただいて良いと思います。
中村委員	面白いですね。
橋本委員	フォーラムっていう形で行うのは今年度からですが、昨年、南中と邑楽中でモデルとしてこの形式を学校単位でやっていて、その様子を実際に私も見に行きました。学校には役場の職員の方とかたくさんいらして、その中で生徒がスライドを作つて発表して、もちろん今おっしゃつてみたいに、実現できないことに関しては、こういうことがあるから実現は無理だけど、それに近づけるように、役場も動いていくよっていうような子ども目線で説明をしてくださつていて、これをもっと早く、こういう形にできればいいのかなという意見もすごく保護者から頂きました。なので、2つの中学校両方での発表が良いかなと思います。
議長(小林)	まだ、ちょっと漠然としているところがあるのですが、南中ではシンボ

	ルタワーの活用について、探究している生徒たちもいます。中心は、町への要望ではなく、こんなことが自分たちにはできるのではないかという視点での発表です。
中村委員	未来が見えますよね。
谷津委員	これからね、その子どもたちが邑楽町を背負っていますからね。子ども視点でそういう意見がいろいろ出るのは素晴らしいですね。
議長(小林)	商業施設が欲しいとかっていうのは、あると思うんですけど、今求めるのは、他人に何かやってもらうではなく、自分たちがこの社会をどう作っていくかっていう視点で、生活や周りの社会を見直すっていうところだと思います。なのでそこに何とかして焦点化していきたいと思っています。
学校教育課長(川島)	生徒全員が参加しますので、そういう意味では地域の方々も、そこに入って、意見交換ができたりするところが、これまでの子ども議会とはちょっと違うところなのかなと思います。
議長(小林)	ではまた改めて詳しい提案が出されると思いますので、今日の時点ではここまでご承知いただきますようよろしくお願ひいたします。 次に(3)邑楽町コミュニティースクール推進計画について、川島学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課長(川島)	続きまして、邑楽町コミュニティースクール推進計画についてになります。資料は別にホチキス止めされた、同じタイトル名のものになります。このコミュニティースクールについては、これまでも話題に上がったりもしてきましたが、その推進計画ということで今回お示しをさせていただきますので、ご確認いただければと思います。まず、資料の1ページになりますが、1.のコミュニティースクール(学校運営協議会)が求められる背景ということで、現在、学校が抱える複雑化・困難化した課題、教育環境を取り巻く状況は時代の変化に伴い、学校と地域のあり方が変化しております。子どもたちに未来を「生きる力」を育むためには、学校経営への保護者や地域の皆さんへの参画への転換が必要となっています。コミュニティースクールは、各学校の「めざすこども像」の実現に向けて、学校と地域、保護者が一体となって子どもたちの成長を支えていく仕組み

となっております。このコミュニティースクールを導入する学校の割合が、全国の公立学校の5割以上を占めるようになりました。2ページは群馬県のコミュニティースクールの導入率となっております。この表で分かるとおり、邑楽郡ではまだ導入実績がございません。次に3ページになります。従ってコミュニティースクールは「学校運営協議会」という仕組みを取り入れた学校のことを言います。地域と学校とが目標や課題を共有し、「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みとなっております。「学校運営協議会」は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく制度で、設置は教育委員会の努力義務となっております。群馬県では35市町村中24市町村(68.5%)の導入となっております。委員は、保護者代表や地域住民、対象学校の運営に資する活動等を行う者、校長等教職員、学識経験者、関係行政機関の職員等からになります。学校運営協議会の3つの役割として、校長が作成する学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べることができます、教職員の任用に関する意見を教育委員会に述べることができます。これが上げられます。コミュニティースクールのメリット、魅力として、学校課題の解決や学校運営に対し、幅広く保護者や地域の皆さんのが参画することのできる仕組みとなっています。当事者として子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実します。制度的なメリットとして、多くの当事者が集まって課題やビジョンについて、「熟慮」と「議論」を重ねながら、課題解決を目指す対話を言う「熟議」というものが行われます。具体的なメリットとして、子ども・教職員・保護者・地域の魅力ということで書かれております。次に5ページになりますが、学校運営協議会と学校評議員との違いになりますが、学校評議員制度は下の位置付けのところで太字で示しましたが、校長の必要に応じて学校運営に関して意見を聞くとあり評議員は個人の立場で意見を述べるもので、学校運営に関して拘束力のある決定をするものではないとなっておりますが、学校運営協議会制度は、学校運営について、一定の範囲で法的な効果をもつ意思決定を行う合議制の機関であり、校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に則して学校運営を行うことになります。また校長が作成する学校運営の基本方針を承認し、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができ、教職員の任用については教育委員会規則で定める事項について県教育委員会に意見を述べができるというのが、大きな違いになります。

次に6ページに5として、地域学校協働活動と地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)と記載がありますが、地域学校協働活動とは、学校

	<p>と地域が共有する教育目標を達成するために協働して行う活動(総合的な学習の時間、野菜づくり体験、伝統芸能、登下校の見守りなどが上げられます)7ページになりますが、その地域学校協働活動推進員ということで、学校運営協議会委員と兼務をし、運営協議会で決めたことを実行していくために、地域の各団体・組織と学校をつなぐ、地域側の総合窓口になりますが、この推進員さんについても学校運営協議会委員と一緒に選出していく必要がございます。6の推進計画についてですが、来年度、令和8年度に長柄小と邑楽南中でまず立ち上げを考えております。残りの学校については、状況を見ながら令和9年度の立ち上げを予定しております。最後に立ち上げに向けての今後のスケジュールですが、このあと委員候補者の人選や打診ということで、各学校ごとに候補者を考えておりまして、公民館長やPTA会長、区長さんや民生委員・児童委員、商工会やスポ少関係者、元役場職員などを考えてございます。また校長会での説明、設置規則の制定、議会への説明を予定しております。次回11月の教育委員会議において、その議案を提出する予定であります。年が明けて候補者への研修や地域住民への説明会、条例の改正や新年度への予算について議会に上程していく予定となっております。また新年度4月以降に長柄小・南中の委員の選任を行っていきたいと考えております。邑楽町コミュニティースクール推進計画の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。</p>
議長(小林)	説明が終わりましたが、ご質問ありますでしょうか。
中村委員	制度的に、教育委員会はどこに関わっていくか把握できていません。学校運営協議会は教職員の任用についてそのまま教委に意見を述べることはできるのですか。
議長(小林)	例えば喫緊な例で言うと、うちの学校は来年度は英語教育をすごく重点的にやっていきたいというときに、英語の教員が例えば足りない、だから優先的に英語の教員を配置してもらいたいっていうような要望を教育委員会に述べることができるという、そういう次元です。
中村委員	始まりが全体を見るんじゃなくて、そういう案件に対して意見をとることですね。
議長(小林)	3ページの学校運営協議会の3つの役割の中にあるんですけど、校長が来

	年度はこういう学校運営を行っていきたいっていうのをまず示します。そのために、地域のことをよく知ってる教員が必要だというときは、ぜひそういう教員を配置できるように、配慮してもらいたいという要望です。
学校教育課長(川島)	その委員についても、学校運営になるべく協力できる人、課題解決にそういう協力ができる人というのを選出していかなければならないというところになります。
岡田委員	人数は何人ぐらいを想定していますか。
学校教育課長(川島)	想定では、各学校につき12人くらいです。
岡田委員	委員は区長さんだとかあんまり充て職でなくて、保護者の代表とかが良いと思います。
議長(小林)	学校課題の解決のためにやっていただくので、最初から公募というのを考えていません。例えば、中学校ですと来年度はキャリア教育に力を入れるとなると、商工会議所の方にも入っていただく必要があります。そういういた観点でいうと、学校から意見を聞いて教育委員会の方で委嘱します。
中村委員	委員の任期は何年ですか。
学校教育課長(川島)	1年になります。
議長(小林)	総合的な学習の時間で、邑楽町のことを学習するのに、邑楽町に住んでる教員自体が少ない現状があります。だから誰か講師に入れたいとなつたときに、今の学校は互いに相談しながらどうにか見つけています。ところが、この地域学校協働活動運営協議会の委員の中に、その地域学校協働活動推進員という立場の人がいるんですけども、その人が学校と地域をつなぐ役目をします。この地域学校協働活動推進委員という方は地域の人や社会教団体等についてよく知っている方です。そういう仕組みを作ろうとしているわけです。
中村委員	基本的にこれボランティアですよね。

議長(小林)	報酬があります。
学校教育課長(川島)	金額につきまして今精査してるので、場合によってはその条例の改正とか、そういうのが必要になる可能性もあります。なので、委員の選出も非常に重要になってくると思います。
議長(小林)	役場の職員ですか、公民館長もその辺りの取組がうまくいくように委員の候補の中には入る予定です。
学校教育課長(川島)	まだ邑楽郡で導入実績がないので、これまででも実際もう導入している館林市さんの方などに協力していただいて、職員や事務局向けの研修会とか相談をさせていただいております。そういうところにも確認をしながら進めていきたいと考えております。
議長(小林)	ほかに質問なければ、この通り、ご承知いただければと思います。 次に(4)令和7年11月行事予定について、川島学校教育課長・藤田生涯学習課長より説明をお願いします。
学校教育課長(川島)	お手元の会議要項の26ページをご覧ください。11月行事予定の主なものを申し上げます。後期計画訪問が11月も継続し、最終は21日の中野小学校になります。定例の管内校長会、課長会議、園長会議などのほか、5日(水)、20日(木)教育支援委員会が開催され、支援の必要な程度による検討を行います。4日(火)・5日(水)の高島小学校5年生の林間学校に始まり、26日(水)・27日(木)の中野小学校5年生の林間学校まで各校の宿泊行事が組まれております。学校教育関係の11月の行事予定は、以上でございます。
生涯学習課長(藤田)	続いて生涯学習課です。27・28ページをお願いします。まず左側の生涯学習係・文化財係です。11日(火)に、群馬県の社会教育研究大会があり、社会教育委員さんと事務局職員の5名で行って参ります。それから、20日(木)・21日(金)に、関東甲信越静の社会教育研究大会が神奈川であります。こちらは委員さんと職員含めて3名で参加を致します。続いて中央公民館です。1日(土)に、邑の映画会、それから、8日(土)・9日(日)に町民文化祭が行われます。また、15日(土)には、トンガの郷土料理を学ぶ講座ということで、コロナ禍で一旦中止になった講座ですが、初めて開催

	<p>を致します。22日(土)は0歳児からのクラシックコンサートということで、以前に実施を計画をしていたんですけども、コロナ禍でできなかつたため、アーティストの方を変更はしましたけども、こちらを行う予定でございます。それから5日(水)に長柄公民館で、共生社会づくり講座ということで、日本赤十字の方を招いて、地域活動する上でのコミュニケーションづくりの講座を行います。それから高島公民館です。19日(水)に谷津委員さんにはお世話になりますけれども、初めてのテーブル茶道教室ということで、受付を開始いたします。それから、図書館では、職場体験が多く、12日(水)は、大泉高校、25日(火)・26(水)は邑楽中、27(木)・28(金)は、南中学校の生徒の職場体験を予定しています。それから体育館では、チャレンジ・スポーツ・クラブ～しっかりコース～ということで、11月5日(水)から始まり、様々なジャンルのスポーツを気軽に楽しんでもらおうということで、最初はパドル体操があったり、12日(水)はモルック、それから19日(水)は、ラージ卓球、26日(水)はラジオ体操ということで、開催を予定しております。生涯学習課は以上となります。</p>
議長(小林)	<p>説明が終わりましたが、ご質問ありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、この件に関しましては、このとおりご承知いただければと思います。次の(6)次回教育委員会の日程についてですが、事前に調整させていただいた結果、11月26日(水)午前9時30分から開催予定とさせていただきました。こちらの日程でご異議ございませんでしょうか。</p> <p>[賛同の声]</p> <p>では次回の会議は、11月27日(木)午前9時30分から行うことになりました。つづいて、(7)その他について、皆様から何かございますでしょうか。</p> <p>事務局は何かありますか。</p>
学校教育課長(川島)	<p>近隣教育委員の異動について報告いたします。館林市教育委員会より委員の異動通知がありました。口頭での報告になりますが、教育長職務代理者ですが、令和7年10月1日付けで委員の中から井上氏が指名されました。これまでの教育長職務代理者でありました栗原氏は、委員として残ります。また、木戸委員の令和7年9月30日任期満了、令和7年10月1日付けで再任をされております。以上でございます。</p>

議長(小林)	<p>ほかになければ、非公開案件に移りたいと思います。 それでは、議案第22号邑楽町いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、 を議題とします。</p> <p>[以下非公開]</p> <p>次に、6のその他(5)長期欠席者等の状況について、を議題とします。</p> <p>[以下非公開]</p> <p>他にご質問がなければ、閉会をしたいと思います。 それでは、以上で10月の教育委員会会議を閉会します。 ありがとうございました。</p>
--------	---